

令和4年第5回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年5月25日（水）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和4年第5回東串良町農業委員会会議録

令和4年第5回東串良町農業委員会会議録						
招集年月日		令和4年5月25日				
招集場所		東串良町役場委員会室（3階）				
開催の日時及び宣言	開会	令和4年5月25日 午前10時00分			議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年5月25日 午前11時05分			議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	堅山 秋敏		8	
最適化推進委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男
	○		上池 勝彦	○		松留 和江
出席数8名	○		内村 初子	○		松留 立美
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員		5番	谷口 憲三	6番	木佐貫 一孝	
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 若松 雄一	
会議に付した事項	日程第1 議案第23号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について					
	日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について					
	日程第3 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について					
	日程第4 議案第26号 農地あっせん委員の選任について					
	日程第5 議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検, 評価について					
	日程第6 議案第28号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について					

開会 午前 10 時 00 分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 4 年第 5 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、5 番谷口委員と 6 番木佐貫委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約が 3 件 9 筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議長（堅山）

それでは日程第 1 議案第 23 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 8 件、賃借権が 6 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願い致したいところでありますが、

資料 3 ページ、賃借権 64 番については、農地の借人が〇〇さんとなっており、〇〇さんは、吉ヶ崎委員の同居親族となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それでは、東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって吉ヶ崎委員は質疑の間、退席をお願いします。

（吉ヶ崎委員退席）

議長（堅山）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（若松）

それでは、説明いたします。

賃借権の 64 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃貸となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(豎山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(豎山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、吉ヶ崎委員の入室を認めます。

(吉ヶ崎委員入室)

議長(豎山)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。2ページをお開きください。

所有権の22番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は兵庫県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に23番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に24番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に25番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に26番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 27 番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 28 番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に 29 番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は名古屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、3 ページをお開きください。

貸借権の 64 番については、先ほど質疑がなされたので説明を省略します。

次に 65 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 66 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 67 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 68 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 69 番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は志布志市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして 4 ページから 5 ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 8 件 13 筆、面積 26,063 m²、使用貸借権が 1 件 1 筆、面積 696 m²となっております。総面積 26,759 m²であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（豎山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第23号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第2議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転1件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(若松)

それでは、説明いたします。7ページをお開き下さい。

所有権の15番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長(堅山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって日程第2議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長(堅山)

次に、日程第3議案第25号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は2件の申請がございます。

資料9ページ、〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員によろしくお願いいたします。

(木佐貫委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年5月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と上池推進委員と事務局計5人で行いました。

関係者としては、貸人の代理人として〇〇さん、借人の代理人として〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のとおりです。

申請地は、農地区分としましては、農地の広がり10ha以下の第2種農地に該当するものと思われま

す。また申請人は、代替地を検討しておりましたが交渉が不調に終わっており、やむをえず申請地への転用申請を行うものであり、農地の転用をやむを得ないものと思われま

す。資金に関しましては自己資金により賄われるとのこと

です。面積に関しまして、1筆859㎡であり、周囲の状況等を見ても特に問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用に係る工事の際は、周囲へ被害のかからないよう十分気を付けてお

り、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

議長(堅山)

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長 (堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長 (堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に資料10ページ、〇〇さんからの転用申請につきましては、は現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員によろしくお願いいたします。

(吉ヶ崎委員現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和4年5月20日金曜日に、転用申請に係る現地調査を、私と杉木推進委員と事務局計5人で行いました。

関係者としては、〇〇さんと〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の事由に関しては議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としては農用地区域内農地に該当するものと思われ

ます。農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり、申請は可能だと思われ

ます。採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処するとのことであり特に問題はないものと思われ

ます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願

議長 (堅山)

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

ここは田んぼの状況を見ると基盤整備が終わった後ですか。

全然終わってない。(了解する)

議長（堅山）

他にございませんか。

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長（堅山）

以上をもって、日程第3議案第25号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第4議案第26号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、売買を求める申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議長（堅山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を選任していきたいと思えます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料12ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、12ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に木佐貫委員と上池委員を指名いたします。委員長は木佐貫委員にお願いしたいと思います

以上であっせん委員の選任を終えたいと思います。

よって、日程第 4 議案第 26 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々にお願いすることに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 5 議案第 27 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明いたします。

資料の 14 ページをお開きください。令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。

事務局（出水）

資料により説明

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑は有りませんか。

（「質疑なし」）の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第 5 議案第 27 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第 6 議案第 28 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について議題といたします。

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局（駿河崎）

それでは説明いたします。

資料の 19 ページをお開きください。

令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

事務局（駿河崎）

資料により説明

議長（堅山）

どうもありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑は有りませんか。

（「質疑なし」）の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」）の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第 6 議案第 28 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

※6 月現地調査：20 日（月）

定例総会：27 日（月）

申請締切：13 日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 4 年第 5 回定例総会を閉会いたします。